

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）

（附則第二十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第一章 総則（第一条—第六条）

第一章 総則（第一条—第六条）

第一章 総則（第一条—第六条）

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 原子力災害対策指針（第六条の二）

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等（第七条—第十

四条）

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力事業者による義務等（第七条—第十

五条—第二十四条）

第四章 緊急事態対策の実施等（第二十五条—第二十六条）

第四章 緊急事態対策の実施等（第二十五条—第二十六条）

第五章 原子力災害事後対策（第二十七条—第二十七条の四）

第五章 原子力災害事後対策（第二十七条）

第六章 雜則（第二十八条—第三十六条）

第六章 雜則（第二十八条—第三十九条）

第七章 罰則（第三十七条—第四十条）

第七章 罚則（第四十条—第四十二条）

附則

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。）をいう。

イムヘ (略)

四 (略)

五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

六〇十二 (略)

(国の責務)

第四条 (略)

2 (略)

3 原子力規制委員会は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるよう、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならぬ。

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

イムヘ (略)

四 (略)

五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

六〇十二 (略)

(国の責務)

第四条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるよう、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(新設)

(新設)

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する

防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要な事項

3 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（原子力事業者防災業務計画）

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力規制委員会規則第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、主務省令で定めるところで定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止

び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に關し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等灾害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであつてはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）並びに当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係周辺都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策特別措置法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に關し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等灾害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであつてはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）及び当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策特別措置法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成

3

し、又は修正したときは、速やかにこれを原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(原子力防災組織)

第八条 (略)

2 (略)

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならぬ。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その現況について、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置

し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができることとする。

(原子力防災組織)

第八条 (略)

2 (略)

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならぬ。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、主務省令で定めるところにより、その現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子

又は原子力防災要員の配置を命ずることができる。

(原子力防災管理者)

第九条 (略)

254 (略)

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 (略)

7 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ぜることができる。

(原子力防災管理者の通報義務等)

第十一条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、環境省令・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係

力防災要員の配置を命ずることができる。

(原子力防災管理者)

第九条 (略)

254 (略)

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 (略)

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ぜることができる。

(原子力防災管理者の通報義務等)

第十一条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務省令）に届け出なければならない。

知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項、第十五条第一項及び第十七条第四項において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等）

第十一條 原子力事業者は、原子力規制委員会規則で定める基準に従つて、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、隨時、これを保守点検しなければならない。

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置し、又は前

務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等）

第十一條 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従つて、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、隨時、これを保守点検しなければならない。

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置し、又は前

項の規定により原子力防災資機材を備え付けたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、これらの現況について、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。

4 (略)

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その性能について原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

6 原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるとときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

(緊急事態応急対策等拠点施設の指定等)

第十二条 原子力規制委員会は、原子力事業所ごとに、第二十六条第一項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点及び第二十七条第二項に規定する者による原子力災害事後対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他原子力規制委員会規則で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策等拠点施設」という。）を指定するものとする。

項の規定により原子力防災資機材を備え付けたときは、主務省令で定めるところにより、これらの現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。

4 (略)

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その性能について主務大臣が行う検査を受けなければならない。

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)

第十二条 原子力規制委員会は、原子力事業所ごとに、第二十六条第一項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。）を指定するものとする。

		2 原子力規制委員会は、緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聽かなければならない。
3	（略）	
4	原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策等拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として原子力規制委員会規則で定めるもの及び第二十七条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として原子力規制委員会規則で定めるものを原子力規制委員会に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。	
5	原子力規制委員会は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるものとする。 （防災訓練に関する国の計画）	
6	主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるものとする。 （防災訓練に関する国の計画）	2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聽かなければならない。
7	主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれを行ふものを除く。）は、原子力規制委員会が原子力規制委員会規則で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。	3 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれを行ふものを除く。）は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

(略)

(防災訓練の実施の結果の報告)

(新設)

第十三条の二 原子力事業者は、第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の規定により行った防災訓練（同項に規定する災害予防責任者と共同して行つたものを除く。次項において同じ。）につき、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その実施の結果を原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る同項の防災訓練の実施の結果が当該報告に係る原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために十分でないと認めるときは、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定める

(略)

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定める

で定めるもの以上である場合

二 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

一 原子力災害事後対策を実施すべき区域

二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

(原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 (略)

(原子力災害対策本部の組織)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 原子力災害対策副本部長は、内閣官房長官及び原子力規制委員会委員長をもつて充てる。

もの以上である場合

二 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

(原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 (略)

(原子力災害対策本部の設置)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 原子力災害対策副本部長は、主務大臣をもつて充てる。

5 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、内閣官房長

5

原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害

官をもつて充てられた原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副

に事故があるときは、その職務を代理する。

6 原子力災害対策副本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣

対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 原子力災害対策副本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 (略)

三 副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 (略)

三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 (略)

8 原子力災害対策本部に、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては緊急事態応急対策実施区域（第十

五条第二項第一号に掲げる区域（第二十一条第四項の規定により当該区域が変更された場合にあっては、当該変後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原おいて、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後においては原子力災害事後対策実施区域（第十五条第四項第一号に掲げる区域（第二十条第五項の規定により当該区域が変更された場合にあっては、当該変後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

より当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

(略)

10 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対応本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策等拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第五項において同じ。）とする。

11～13 (略)

(原子力災害対策本部の所掌事務)

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急応急対策の総合調整に関すること。

二 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定

地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(略)

10 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対応本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第四項において同じ。）とする。

11～13 (略)

(原子力災害対策本部の所掌事務)

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急応急対策の総合調整に関すること。

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

(原子力災害対策本部長の権限)

第十九条 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策等に必要な権限の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力灾害事後対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

(削る)

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四条第三項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示(原子力規制委員会の所掌に属する事務に係るものを除く。)をすることができる。

				3
			(略)	
4	原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。			
5	原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。			
6	(略)			
7	原子力災害対策本部長は、第一項及び第二項の規定による権限（第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。			
8	(略)			
9	(都道府県及び市町村の災害対策本部の必要な設置)			
第二十二条	(略)			
2	当該原子力緊急事態に關し、原子力緊急事態解除宣言があつたときは、前項の規定により設置された災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。			
(原子力災害合同対策協議会)				

第二十三条 (略)

第二十三条 (略)

2 当該原子力緊急事態に~~關~~し、原子力緊急事態解除宣言があつた時以後に

(新設)

おいて、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部及び前条第二項の規定により存続する災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

3 (略)

2 (略)

4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策等拠点施設とする。

(原子力事業者の応急措置)

第二十五条 (略)

第二十五条 (略)

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。